

# 群馬県南部の森林における 土地所有問題の現状と課題

多野東部森林組合 浦部秀一郎

## 1. はじめに

- 所有者不明の土地の存在は、森林における事業化を阻害する問題として、近年、特に顕在化している。
- 森林における地籍調査の進捗率の低さに伴い、境界不明確と所有者の不明問題が重なって、事業の実施をより困難にしている。
- 相続に伴う共有林や集落共有林の増加により、合意形成の労力及びコストが増加している。
- 所有者不明となっている土地は、今後、相続を経ながら拡大し、今後続く人口減少化により更に深刻化していくと予想される。
- 訴訟リスクや労力、時間等の制約から事業を断念せざるを得ないケースが増加している。
- 所有者の森林に対する関心は低下している。



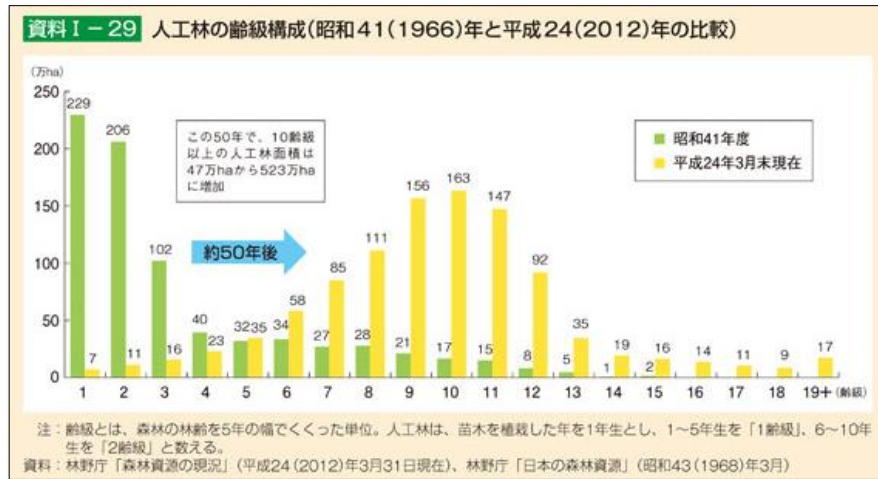
## 2. 森林・林業の現在

- 森林組合とは「森林所有者の協同組織の発達を促進することにより、森林所有者の経済的社会的地位の向上並びに森林の保続培養及び森林生産力の増進を図り、もつて国民経済の発展に資することを目的とする。」（森林組合法第1条）
- 森林は、国土の保全、水源の涵(かん)養、木材等の生産等の多面的機能の発揮によ

って、国民生活及び国民経済に大きな貢献をしている。

- 我が国の森林は、戦後造林された人工林を中心に本格的な利用期を迎えており（表 2-1）、国内の豊富な森林資源を循環利用することが重要な課題となっている。

表 2-1 人工林の齢級構成（全国）



出所：平成 25 年度森林・林業白書（林野庁）

- 我が国の林業・木材産業は、近年国産材供給量が回復傾向にあるものの、木材自給率は依然として低い水準にあり、また、長期にわたる木材価格の低迷（表 2-2）、森林所有者の経営意欲の低迷等、引き続き厳しい状況にある。

表 2-2 木材価格の推移



出所：平成 25 年度森林・林業白書（林野庁）

- 林業・木材産業では、新たな需要開拓として中高層建築物における新たな木材利用や公共建築物の木造化、木質バイオマスエネルギー利用等の取り組みや国産材の安定供給体制の構築に向けた取組が行われている。

- 生産性の向上に向けた取り組み

我が国の私有林の零細な所有規模では、個々の森林所有者が単独で効率的な施業を実施することが難しい場合が多い。このため、隣接する複数の所有者の森林を取りまとめて、路網作設や間伐等の森林施業を一括して実施する「施業の集約化」が推進されている（表 2-3）。施業の集約化により、作業箇所がまとまり、路網の合理的な配置や高性能林業機械による作業が可能となることから、木材生産コストの低減が期待できる。

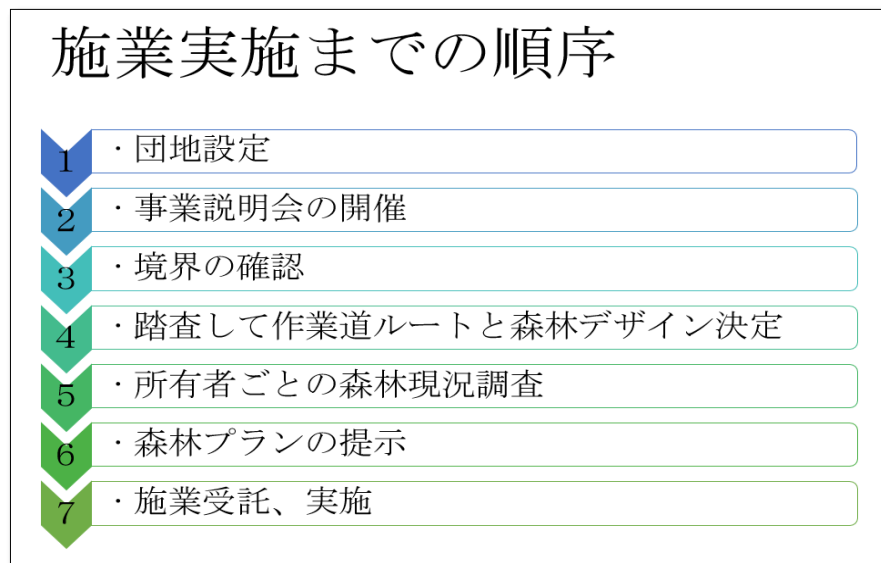
表 2-3 施業の集約化



出所：平成 21 年度森林・林業白書（林野庁）

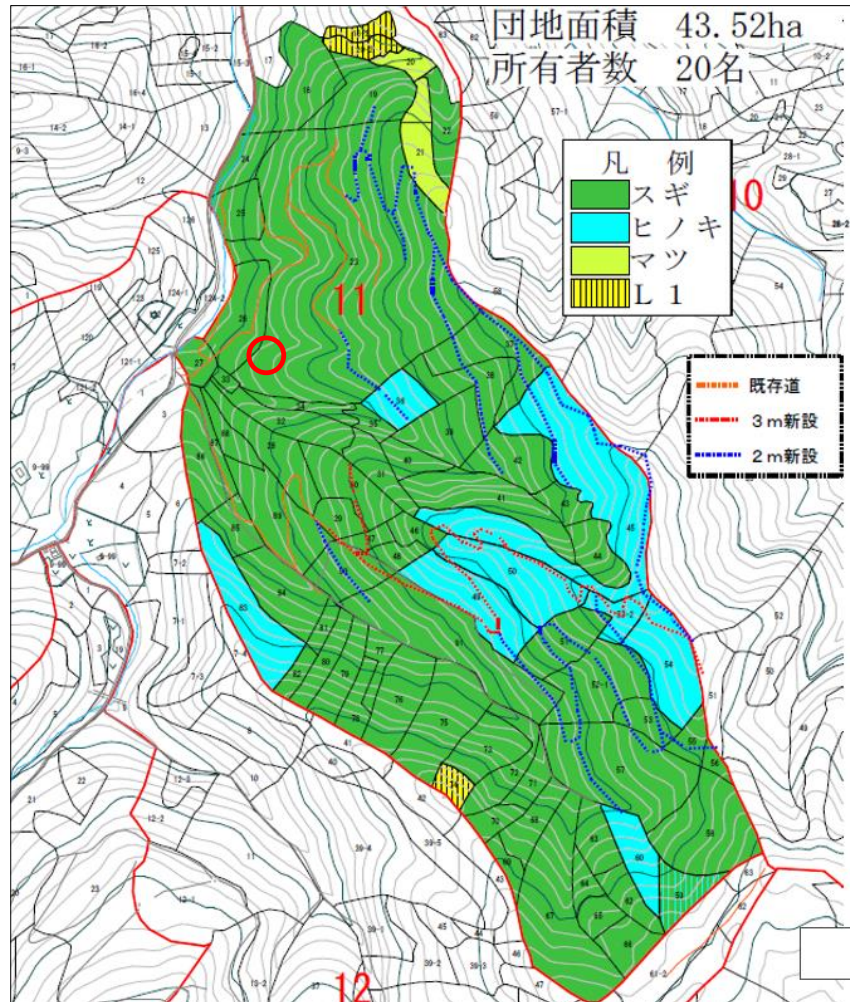
### 3. 土地所有問題の顕著化

- 施業の集約化の手順





① 団地設定・・・作業エリアを決める



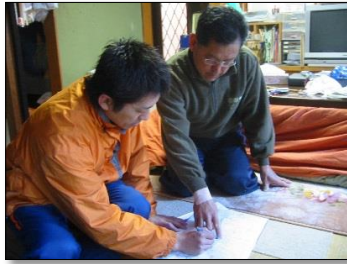
② 事業説明会を開催

所有者情報の確認

- ・森林簿（都道府県管理）から所有者を確認
- ・登記情報から所有者を確認
- ・地域の方から所有者を確認

- ・森林簿・・・ 都道府県が作る地域森林計画の附属資料。森林行政においては、森林情報の中心として位置づけられている。所有者情報の正確性にばらつきがある。
- ・登記情報の取得・・・ 1計画団地約60ha程度 多くの費用が発生する。
- ・行政情報の提供・・・ 固定資産台帳や林地所有者台帳など。個人情報保護の観点から情報提供が困難。

現在、所有者不明の土地の割合は団地全体では数%程度（地域によって異なるが、不在村者が多い場合にその数は多くなる傾向にある。）



地域での聞き取り



事業説明会の様子

### ③ 境界の確認



境界確認作業

不在村所有者の増加や所有者の高齢化などにより、境界確認作業は年々困難になってきている。

### ④ 作業道ルートと森林デザインの決定

### ⑤ 所有者ごとの森林現況調査



調査の様子

### ⑥ 森林プラン（見積書）の提示

### ⑦ 施業受託・実施

施業の実施に関して、所有者不明等で承諾がもらえない場合がある。特に作業道のルート上にその所有者の森林が存在する場合、その所有者の場所だけでなく、その奥に森林を所有している人や、隣接者についても作業の実行が不可能になる場合がある。





作業道の作設



伐採作業



造材作業



運搬作業



作業完了

#### 4. 森林・林業行政の支援（林野庁）

- 森林環境保全直接支援事業・・・「森林経営計画」により施業の集約化を推進  
平成 23（2011）年度から、面的なまとまりをもって計画的な森林施業を行う者に対して、植栽や間伐等の施業とこれと一体となった森林作業道の整備への直接支援（森林環境保全直接支援事業）を行っている。同事業では、間伐の場合、①間伐面積が 5ha 以上、②間伐材の搬出材積が 1ha 当たり平均 10m<sup>3</sup> 以上等の要件を満たす者に対して、費用の一部を支援している。平成 24（2012）年度からは、改正

された「森林法」により、面的なまとまりをもった森林を対象に施業集約化を進め、計画的に森林施業を進めることを目的とした森林経営計画制度が導入された。

- **森林整備地域活動支援交付金・・・集約化に必要な調査と合意形成を支援**

平成 14（2002）年度から「森林整備地域活動支援交付金」により、「森林施業計画」の作成者を対象に、森林の現況調査や森林施業の実施に不可欠な活動等に対する支援を行ってきたが、平成 23（2011）年度からは、「森林経営計画」の作成、施業の集約化に必要な調査、合意形成活動等に対して支援している。

- **森林境界明確化促進事業・・・森林所有者の特定と境界の明確化が課題**

林野庁では、「森林整備加速化・林業再生基金」により、境界や所有者が不明で整備が進まない森林を対象として、市町村や林業事業体等が行う境界の明確化活動に対して支援している。

- **所有者不明森林に対する措置**

森林所有者が不明となる事例が生じていることに対応し、平成 23（2011）年の「森林法」の改正では、他人の土地に路網等の設置が必要な場合、土地所有者等が不明であっても、意見聴取の機会を設ける旨を公示することなどにより使用権の設定ができるよう制度が見直された（「森林法」第 50 条第 2 項）。

さらに、早急に間伐が必要な森林（要間伐森林）の間伐が行われない場合、森林所有者等が不明であっても、行政の裁定により施業代行者が間伐を実施できるような制度が拡充された（「森林法」第 10 条の 11 の 6）。

- **森林の所有者情報の把握**

不在村者の増加や森林の相続等により、森林所有者が不明となる事例が生じている中、平成 24（2012）年 4 月から、新たに森林の土地の所有者となった者に対して、市町村への届出を義務付ける制度（「森林法」第 10 条の 7 の 2）が開始され、1ha 未満の小規模な森林の土地所有者の異動も把握することが可能となったほか、森林所有者等に関する情報を行政機関内部で利用するとともに、他の行政機関に対して、森林所有者等の把握に必要な情報の提供を求めることができることとされた（「森林法」第 191 条の 2）。

## 5. 森林における土地不明者問題の状況と対策

### 状況

- 土地所有者情報の基礎原簿が存在しない（相続時未登記の場合）

- 境界確定の基礎原簿が存在しない（地籍調査未実施の場合）
- 行政の持つ所有者情報が利用できない（個人情報保護の観点から）
- 土地境界不明及び所有者不明のケースは年々増加
- 共有地の増加
- 不在村者の増加
- 過疎化と土地所有者の高齢化
- 管理放棄者の増加

## 対 策

- 地籍調査事業の推進  
山林における地籍調査の進捗率は著しく低い。地籍調査を進めながら所有者情報の整備及び確認を順次進めていくことが必要である。  
また、手続きの簡素化や市町村負担の軽減も図る必要がある。
- 情報の整備と一元化  
各行政単位並びに各部門に情報が別々に管理されている。情報の整備と一元化が必要である。また、それを一体的に管理する機関の設置も必要である。
- 行政情報の開示  
事業の公益性等を勘案した行政情報の開示要件の緩和。
- 所有者情報取得にかかるコスト低減  
事業の公益性等を勘案した所有者情報取得にかかる手数料の減額。
- 相続時の登記実施の継続的な啓発  
土地に関する届出及び登記の実施に関し、継続的な啓発活動。
- 管理放棄土地の公益財産管理の検討  
管理放棄者や権利放棄者の土地について公益的な財産として管理することについて検討。
- 所有者不明土地の把握  
実際に所有者不明土地がどのくらいあるのか、正確なデータが必要。